

# 福祉医療給付制度の 改善をすすめる会 2021年度 総会

## 議案書

1. 開会 (13:00) 12:30zoom 接続開始
2. 講演会 13:00~14:00  
演題:「新型コロナと貧困と子どもの健康」  
講師:和田 浩氏(健和会病院院長・小児科医師)
3. 総会 14:00~15:00
  - 1) 2020年度活動報告
  - 2) 2021年度活動方針案
  - 3) 2020年度決算報告、監査報告  
2021年度予算案
4. 役員を選出
5. 意見交換  
議案の採決
6. 閉会 (15:00 予定)

**2021年5月23日(日)**  
**13:00~15:00**  
**Zoom会議**

# 第 1 号議案

## 2020 年度活動報告

### はじめに

長野県では子ども医療費の助成を全市町村が中学校卒業まで所得制限なしの現物給付とし、県下市町村の医療費助成は前進しています。また、本年 8 月からはこれまで福祉医療給付の対象外だった柔道整復施術療養費が新たに現物給付の対象となり、精神障害者 2 級についても精神科のみから全診療科が医療費助成の対象となります。この前進を踏まえ、長野県が通院の医療費助成を今の就学前から中学校卒業まで拡大すれば、県下市町村の医療費助成は更に大きく前進する条件が生まれます。コロナ禍によって雇用も暮らしも厳しさを増す中、長野県が医療費の助成を拡大し子育て世帯を応援することが今一層求められているのではないのでしょうか。

本議案では、昨年の活動を振り返り、今年度の活動方針を提案します。決算・予算の承認、新しい役員の選出を行ないます。

### 1. 全国自治体の福祉医療助成の到達状況

全国の自治体の努力により子ども医療費の助成制度は拡充が進んでいます。厚労省母子保健課の 2019 年度調査では、全市町村(1,741 市町村)のうち中学校卒業以上まで助成する市町村は、通院が 1,585 市町村(前年比 101%)、入院では 1,686 市町村(同 101%)で、新たに助成年齢を 18 歳年度末まで拡大した自治体は、通院では 659 市町村(前年比+118)、入院では 715 市町村(同+129)で年齢拡大は全国で進んでいます。一方、所得制限「無し」は通院で 1,492(同▲2)、入院では 1,497(同+2)。自己負担については「自己負担なし」は通院が 1,115(同+26)、入院は 1,201(同+13)と新たに増えています。

都道府県レベルでは、46 都道府県が助成方法を現物給付としており、静岡県では県として新たに助成対象年齢を通院・入院ともに中学校卒業から 18 歳年度末まで拡大しました。茨城県でも入院の助成を 18 歳まで年齢拡大しています。また一部負担金では沖縄県が通院を無料化し、前進が見られます。さらに沖縄県では、デニー知事が 2022 年 4 月から県全域で中学卒業まで医療費助成を拡充すると表明しており、市町村での現物給付化が更に進むことが期待されています。

障がい者の医療費助成では、精神障がい者を助成の対象要件に拡大する動きが広がっていますが、一方で、65 歳以上の新規障がい者への「年齢制限」の導入や「自己負担」「食事助成」への助成を縮小する都道府県が増えていることも特徴です。自己負担金では、低所得者(非課税世帯)であっても課税世帯と同様の負担を求める自治体が 13 府県(48%)にのぼっています。(障がい者医療は 2017 年度実績)

## ＜住んでいる地域で格差 国による制度の実現を＞

子どもや障がい者の医療費助成制度は、自治体によって拡充がすすむ一方で対象年齢、所得制限、一部負担金の有無など、自治体間による格差があります。また、国は小学生以上の医療費助成を「現物給付」で実施する市町村の国庫負担(国保)を減額するという罰則まで課しています。全国のどこに住んでも、制度の格差なく、子どもや障がい者が安心して医療を受けられるようにするためには、国による福祉医療給付制度の創設が必要です。

今年4月に参院長野選挙区補欠選挙が実施され、野党共闘候補の羽田次郎氏が当選しました。羽田次郎氏は長野県保険医協会が行ったアンケートで、子ども医療費の患者窓口負担について「義務教育終了まで無料とすること」に賛成しています。すすめる会では、19年に故羽田雄一郎参議院議員と懇談した際、国の医療費助成制度について「野党共闘のなかでも議論し医療・子育てに重点をあてる政権をつくりたい」との回答を得ています。これを踏まえ、すすめる会は当選した羽田氏と懇談し、あらためて国による医療費助成制度の実現を要望していきます。また、秋までに行われる衆議院選挙でも、特に野党各党には、国による医療費無料制度の創設を今後の野党共闘の共通政策とするよう働きかけていく必要があります。

## 2. 長野県下市町村の助成制度の到達状況

長野県下の福祉医療給付事業の実施状況は別紙資料の通りです。市町村の子ども医療費助成では、全市町村が入院・通院ともに中学校卒業までを対象に現物給付化を実施し、対象年齢を18歳まで拡大して実施している市町村は、本年4月から東御市が新たに加わり64市町村(83%)となりました。また、窓口負担金が無い完全窓口無料化の自治体も11町村まで広がっています(2021年4月)。長野県では子ども医療費については現物給付化実施後も、制度に所得制限がないことは優れた点でこれを維持していくことが重要です。県として外来も中学校卒業まで対象年齢を拡大し、一部自己負担金のない完全窓口無料化に踏み出すことが求められています。

### ＜問われる窓口負担の無料化＞

長野県は県内66の市町村が1レセプト300円～500円の自己負担金を設けているため、月に複数の診療科(小児科、耳鼻科、歯科など)にかかった場合、診療科ごとに窓口での支払いが求められます。院外処方の場合は薬局でも同様の支払いが必要となります。このため子育て世帯からは「病院、薬局でそれぞれ500円かかり、度重なると2倍、3倍の負担になる」「院内で処方してくれる病院を選択している」といった声が数多く寄せられています。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため、同じ月に複数科にかかることは普通にあることです。

隣県の群馬県と山梨県では、県内全ての市町村が対象年齢(15歳～18歳)まで完全無料化を実施しています。これは、両県ともに助成対象年齢の一部自己負担金を県の制度として無くしているからです。長野県も「現物給付」の実施県として、経済的なハードルを無くすこ

とこそが県の役割です。一部自己負担を求める仕組みは一刻も早く無くすべきです。

#### <完全無料化 11 町村へのアンケート>

すすめる会では、21 年 1 月に窓口完全無料化を実施する 11 町村に対して「自治体アンケート」を実施しました。このアンケートは、完全無料の制度が子どもの喘息や虫歯などの重症化の抑制や、制度が子育て世帯にどのように役立っているかなど、行政と住民からの評価を具体的につかむことを目的に実施し、9 町村(宮田村、飯島町、原村、根羽村、長和町、栄村、中川村、平谷村、天龍村)から回答がありました。

完全無料制度が喘息などの疾患やどのような点で生活に役立っているかについて、回答では自治体担当者から「子どもが受診しやすくなっている」「軽症の早いうちに受診ができ重症化を免れている」「子育て世帯への経済的な支援となっている」「コンビニ受診には結び付くと思うが重症化予防のためには良いのではないか」といった評価がありました。一方で「時間外でも関係なくかかってしまう事はあると思う」との評価もありました。また住民からは「窓口完全無料のため助かっている」「村に住むメリットのひとつ」といった評価があるとの回答が寄せられました。

受診件数の動向では、3 年間の実績を比較するといずれの町村もレセプト件数では減少傾向で、完全無料化が病院への受診件数を大幅に増やすといった傾向は見られませんでした。

制度の維持や改善に向けた県や国への要望に対しては「補助金の対象年齢の引き上げ、制度の拡大をしてほしい」といった要望が寄せられました。すすめる会では、この結果を秋から開始する市町村との懇談や県への要請に生かし制度の改善を求めています。

### 3. 役員会の開催、ニュース発行

すすめる会は、役員会を 20 年 5 月以降 9 回開催し、情勢の進展状況の共有、取り組み状況の交流、今後の活動計画などを協議してきました。すすめる会のニュースの発行は出来ませんでした。

#### <活動経過>

##### **2020年**

<4月>	3日	役員会
<5月>	8日	役員会
<6月>	5日	役員会
<7月>	3日	役員会
<8月>	7日	役員会
<10月>	2日	役員会
<12月>	4日	役員会

##### **2021年**

<1月>	8日	役員会	完全無料化 11 町村に「自治体アンケート」実施。 9 町村が回答。
------	----	-----	---------------------------------------

<3月> 5日 役員会

<5月> 7日 役員会

23日「すすめる会総会・講演会」

## 第3号議案

### <2021年度 活動方針>(案)

#### <2021年度の活動の基本方針>

子ども医療費の「現物給付化」が実施された状況のもと、すすめる会では国に対して制度の創設を求め、医療費無料化に対するペナルティを全廃するよう運動をすすめます。長野県に対しては通院についても中学校卒業まで予算化することなどを基本方針に、福祉医療給付制度の更なる拡充を求めています。

#### <活動方針>

- ① 全国の会とともに、国の制度として子ども・障がい者の医療費無料制度を実施するよう地元国会議員への要請に取り組み、国にペナルティ(国保の減額調整)の全廃を求める。また自治体として、国に対し制度の創設を求めるよう要望する。
- ② 長野県として通院も中学卒業まで助成を拡大し、窓口負担金を廃止するよう求める。また、精神・身体・知的障がい者等への給付の拡大を求める。
- ③ 市町村に対して、現物給付の対象年齢が中学卒業までの自治体には18歳までの拡大と自己負担金の廃止を要望する。

#### <県下市町村への働きかけ>

自治体キャラバンなどを通じて、県下市町村に対し現物給付が中学までの自治体には18歳までの年齢の拡大、障がい者に対する事業拡大を要望します。また自治体アンケートの結果をもとに、一部自己負担金の廃止を求めています。

#### <障がい者団体との共同重視>

県推協や難病連、NPO法人ポプラの会、きょうされん、ちごちごの会などの団体と共同しながら、当事者の声を可視化し行政に声を届ける活動を強めていきます。

#### <役員会の定期開催、ニュースの定期発行、>

役員会の定期開催を目指します。ニュースの発行、ホームページの充実と活用を図り、活動を広く可視化します。

## 第2号議案

### 2020年度決算

(2020.04.01～2021.03.31)

	2020年度 予算	2020年度 決算
収 入	前年度繰越金	94,799
	会費(団体)	60,000
	会費(個人)	0
	募金	5,000
	雑収入	500
合計	160,299	153,799
支 出	事務費	60,000
	宣伝関係費	50,000
	通信費	20,000
	予備費	30,299
	合計	160,299
差引残高	0	148,377

残高内訳	預金残高(ろうきん)	148,377
	現金残高	0

### 2020年度 決算科目明細(概略)

<収入の部>

会費	別記
雑収入	預金利息
	0

<支出の部>

事務費	すすめる会印刷代
	5,422

## 第4号議案

### 2021年度予算(案)

(2021.04.01～2022.03.31)

	2021年度 予算案	
収 入	前年度繰越金	148,377
	会費(団体)	60,000
	会費(個人)	0
	募金	5,000
	雑収入	500
合計	213,877	
支 出	事務費	60,000
	宣伝関係費	60,000
	通信費	50,000
	予備費	43,877
	合計	213,877
差引残高	0	

# 会計監査報告

福祉医療給付制度の改善をすすめる会2020年度会計について、  
以下のように監査報告します。

## 記

1. 監査日時 2021年5月12日（水）午前10時00分
2. 監査場所 長野市高田276-8 県労連会館 県社保協事務所
3. 監査実施  
会計担当の原 健事務局長の立ち会いのもと、監査実施しました。
4. 監査結果  
領収書、諸帳簿、通帳を確認し、適正に実務処理が行われていることを認めます。  
団体の会費納入については完納をめざすよう、ひきつづき努力してください。

2021年5月12日

会計監査

傳田 泉 

## 2020年度会費納入状況及び2021年度会費要請額

	2020年度		備 考	2021年度
	要請額	納付状況		要請額
長野県難病患者連絡協議会	1,000	1,000		1,000
長野県障害者運動推進協議会	1,000	1,000		1,000
長野県保険医協会	10,000	10,000		10,000
長野県民主医療機関連合会	10,000	10,000		10,000
きょうされん長野支部	1,000	1,000		1,000
長野医療生活協同組合	10,000	10,000		10,000
全国福祉保育労働組合長野支部	1,000			1,000
長野県医療社会事業協会	1,000	1,000		1,000
長野県医療労働組合連合会	10,000	10,000		10,000
長野県生活協同組合連合会	5,000	5,000		5,000
長野県障害児学校教職員組合	1,000	1,000		1,000
新日本婦人の会長野県本部	1,000	1,000		1,000
ちごちごの会	1,000	1,000		1,000
NPO法人ポプラの会	1,000	1,000		1,000
長野県ピアサポートネットワーク	1,000	1,000		1,000
長野県社会保障推進協議会	5,000	5,000		5,000
合 計	60,000	59,000		60,000

## 第5号議案

### ＜2021年度役員名簿＞（案）

会 長	和田 浩 (長野県民主医療機関連合会 健和会病院院長・小児科医師)
副 会 長	原 金二 (長野県障害者運動推進協議会・副代表) 宮沢 裕夫 (長野県保険医協会・会長) 田淵 すみ子 (長野県難病患者会連絡協議会・事務局次長) (新) 宮澤 里恵 (新日本婦人の会長野県本部・事務局次長) 石川 徹 (長野県民主医療機関連合会・常任理事)
事務局長	原 健 (長野県社会保険推進協議会・事務局長)
事務局次長	竹田 憲子 (長野県障害者運動推進協議会・事務局長) 原 淳 (長野県保険医協会・事務局)
監 査	(新) 小布施 美佐 (長野県医療労働組合連合会・執行委員)

## ＜福祉医療給付制度の改善をすすめる会 会則＞

### 1. (名称)

本会は、「福祉医療給付制度の改善をすすめる会」とする。

### 2. (目的)

福祉医療給付の窓口無料化をめざすとともに、その給付枠を拡大する等の福祉医療給付事業の改善をはかることを目的とし、当面、次のことを実現する運動をすすめる。

- ①福祉医療給付事業の「自動給付方式」をなくし、窓口無料化を実現する。
- ②福祉医療給付制度の対象者を拡大する。

### 3. (構成)

趣旨に賛同する団体、個人で構成する。

### 4. (運営)

次の役員を置き、運営にあたる。

会 長（1名） 会長は、本会を代表し会務を統括する。

副会長（若干名） 会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

事務局長（1名） 事務局長は、事務局を総括し実務を行う。

事務局次長（若干名） 事務局長を補佐し、業務を遂行する。

監 査（1名） 本会の経理を監査する。

必要に応じて、加盟団体の代表及び地域の代表の参加による会議を開く。

### 5. (財政)

参加団体、個人の会費及び募金でまかなう。

年会費は、団体一口1,000円、個人500円とする。

### 6. (事務所)

長野市高田中村276-8 長野県社会保障推進協議会に事務局を置き、運営にあたる。

## <加盟団体>

### 94年発足時の加盟団体<13団体>

長野県難病患者連絡協議会 長野県障害者運動推進協議会 長野県保険医協会  
長野県民主医療機関連合会 長野県共同作業所連絡会 長野県精神障害者家族会連合会  
長野医療生活協同組合 全国福祉保育労働組合長野支部 ワークハウスちきり  
北信LD(学習障害)児・者の親の会 全国心臓病の子どもを守る会長野支部  
障害児(者)の願いを実現する会 子どもに学校教育を毎日受けさせる会

### 2003年度の総会時の加盟団体(上記団体以外)<19団体>

長野県医療社会事業協会 長野県医療労働組合連合会 長野県生活協同組合連合会  
長野県障害児学校教職員組合 長野県言語障害児を持つ親の会 あすなる会

### 2009年度の総会での新加盟団体

新日本婦人の会長野県本部

### 2011年度の総会での新加盟団体

ちごちごの会

### 2011年度の総会で確認した加盟団体<14団体>

長野県難病患者連絡協議会 長野県障害者運動推進協議会 長野県保険医協会  
長野県民主医療機関連合会 きょうされん長野支部 長野医療生活協同組合  
全国福祉保育労働組合長野支部 障害児(者)の願いを実現する会  
長野県医療社会事業協会 長野県医療労働組合連合会 長野県生活協同組合連合会  
長野県障害児学校教職員組合 新日本婦人の会長野県本部 ちごちごの会

### 2014年度の総会で確認した新規加盟団体

長野県社会保障推進協議会

### 2017年度の総会で確認した加盟団体 <14団体>

長野県難病患者連絡協議会 長野県障害者運動推進協議会 長野県保険医協会  
長野県民主医療機関連合会 きょうされん長野支部 長野医療生活協同組合  
全国福祉保育労働組合長野支部 長野県医療社会事業協会 長野県医療労働組合連合会  
長野県生活協同組合連合会 長野県障害児学校教職員組合 新日本婦人の会長野県本部  
ちごちごの会 長野県社会保障推進協議会

### 2018年度の総会で確認した新規加盟団体

NPO 法人ポプラの会 長野県ピアサポートネットワーク

長野県における「福祉医療給付をめぐる経過」と  
「福祉医療給付制度の改善をすすめる会」の活動(概略)

県知事	年度	
吉村 午郎	1994年	3月27日「福祉医療給付制度の改善を進める会」結成
		結成以降「子どもと障がい者の医療費の窓口無料化」を求め県議会請願
	1995年	「早わかり 福祉医療Q&A」発行 ⇒以降、数年間発行
12月議会請願項目に「国の国保補助金減額ペナルティの撤廃」を追加。⇒全会派一致で請願採択。以後3回議会決議 →しかし、県当局は財政難を理由に県議会決議を無視。 この間、県内市町村の独自制度の拡充へ(以後毎年拡大へ)対象年齢、対象者の拡大、窓口無料化		
田中 康夫	2000年	「乳幼児医療費の窓口無料化」公約知事当選
	2001年	田中知事 9月議会「2002年6月から無料化実施したい」旨答弁
		12月「福祉医療制度あり方検討会」発足 この時点(2001年4月)で全国状況:現物給付(子ども:31都府県、重度障がい者28都府県)
	2002年	8月「同検討委員会」最終答申 ⇒「償還払い」の自動給付方式決定(全国初、のちに5県に広がる)
	2003年	7月 自動給付方式 実施 (1レセプト当たり300円受益者負担金付加)
		この方式の採用で5市2町4村で実施していた福祉医療現物給付事業撤退(県に合わせる) この頃から「進める会」事務局体制の弱体化で活動停滞状態へ
2005年	2月県議会 新婦人提出の「乳幼児医療費助成への国庫負担の減額調整の廃止」決議採択し意見書提出へ	
2006年	4月 乳幼児の対象年齢拡大、所得制限の廃止	
村井 仁	2008年	高齢者医療制度の発足を機に「老人医療費給付制度」廃止、精神1級の所得制限緩和
	2009年	2月議会「10月より受益者負担金1レセプト300円⇒500円引き上げ」提案
		5月23日「進める会」再開総会開催
		県社保協加盟の各団体「引き上げ反対」議会請願 ⇒「継続審議」 10月～同負担金500円に引き上げ実施、 長野市、松本市など県下約半数(39市町村引上げ実施せず)
2010年	4月 乳幼児の対象年齢・対象範囲拡大、精神障がい対象拡大(現行制度)	
	7月 村井知事あて「窓口無料化を求める署名」(17,543筆)提出 8月 阿部知事当選	
阿部 守一	2011年	5月 阿部知事宛の「要望署名」開始
		12月 長野県医師会長との懇談
	2012年	3月 阿部知事との面会 要望書署名提出(43,491筆)し、30分懇談
		6月 県議会「窓口無料化を求める」団体請願書(393団体)提出 ⇒「継続審議」 同 担当委員会にて「意見陳述」
		9月 県健康福祉部健康福祉課との懇談、県民シンポ開催 この間も、県下市町村では、主に子どもの医療費助成を中心に対象年齢の拡大
	2013年	10月6日 貧困から子どもと障がい者を守る県民シンポジウム開催
		10月～ 県知事への要望署名運動開始
	2014年	2月 県議会で県知事「福祉医療医療制度見直し」前向き答弁
		5月20日 県知事懇談(要望署名73,947名分渡す)30分懇談
		8月 県知事選挙 阿部知事再選 12月 県知事「長野県子育て支援戦略」発表(助成対象者一部拡大)
	2015年	2月 県議会請願(24,289名賛同) 県知事要望署名追加(6,854名)提出
		3月 担当委員会にて意見陳述⇒審議未了・廃案へ
		3月 県会議員立候補予定者に政策アンケート送付
4月 県議会議員選挙(賛同議員24名)		
5月 すずめる会「福祉医療費アンケート」活動開始 6月 長野県小児科医会 知事等に「窓口無料化求める要望書」提出 9月 県議会にて自民党県議が窓口無料化求める一般質問		
2016年	6月 県下の自治体議会への請願活動⇒8市11町17村の47%が県への意見書を採択	
	9月 県下の自治体議会へ請願活動 ⇒6月議会の採択と合わせ10市16町25村の66%の議会が意見書採択	
	12月 12月議会への陳情・請願で計11市18町26村の55議会が意見書を採択し、県への意見書採択は71.4%に 12月 厚労省 窓口無料実施市町村へのペナルティの一部廃止を通達。これを受け阿部知事、年末定例記者会見で「現物給付化に向けた検討」を表明	

阿部守一	2016年	1月 長野県福祉医療給付事業検討会開催(第2回まで)
		2月 すすめる会県健康福祉政策課に「一刻も早く窓口無料に」「検討会に当事者参加を」の緊急要望書を提出 全県で県知事への要請署名開始 2月県議会へ請願書
		3月 すすめる会 県議会で意見陳述 →「継続審査」(塩漬けに) 26日すすめる会「一刻も早く窓口無料に・当事者のつどい」57名 長野県福祉医療事業検討会 窓口無料化を「中学卒業まで現物給付」と結論 →一部負担・障がい者は対象外の課題残す
	2017年	4月 全県一斉宣伝行動(飯山、須坂、長野、松本、諏訪、飯田、駒ヶ根各地) 佐久市長選挙、中川村長選挙で「高校卒業まで一部負担なし」が公約に
		5月 福祉医療給付制度の改善をすすめる会2017年度総会
		6月 県知事要請署名31,962筆県健康福祉部へ提出・懇談
		7月 県下市町村へ福祉医療給付拡充の要請・意向調査依頼 意向調査に7町村が完全窓口無料と回答
		9月～18年1月 子ども医療費給付拡大で、各地区社保協で自治体要請
		17年度中も、5町村で子ども医療費助成を中心に対象年齢の拡大
	2018年	1月 県知事要請署名1,669筆分県健康福祉部へ提出・懇談
		5月 福祉医療給付制度の改善をすすめる会2018年度総会
		8月 長野県下で子ども医療費の現物給付化
		11月 県知事要望書 県健康福祉部へ提出・懇談(10月9日から11月8日 すすめる会県民アンケート実施)
	2019年	2月 子ども医療全国ネット国会内懇談会で県民アンケート結果を報告
		2月 すすめる会 記者会見で「県民アンケート」結果を公表
		5月 福祉医療給付制度の改善をすすめる会2019年度総会
		6月 医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大市町村が61(79%)に。完全無料化は11町村へ
	2020年	9月 羽田雄一郎参議院議員に「国による医療費無料制度」の創設を要請
		2月 子ども医療全国ネット国会内集会 和田医師が特別報告(Web)
		2月 長野県保険医協会と合同で県選出国会議員の杉尾(立憲)、武田(共産)、藤野(共産)に「国による医療費無料制度の創設」を要請・懇談
		2月 県定例会で県議会に対し「子ども、障がい者等の福祉医療給付制度の更なる拡充を求める請願」(継続審査)
		3月 松本市長選挙で15歳までとなっている同市の対象年齢拡大・窓口負担金の無料化が重要争点に
		4月 医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大市町村が63(82%)に。完全無料化は11町村
	2021年	5月 福祉医療給付制度の改善をすすめる会2020年度総会(書面議決)
		1月 すすめる会「完全無料化実施自治体アンケート」を実施(11町村)。9町村が回答。
		4月 東御市が医療費助成の対象年齢を18歳まで拡大し、拡大市町村が64(83%)に。
		5月 福祉医療給付制度の改善をすすめる会2021年度総会(web開催)
8月 長野県下で柔道整復施術療養費が現物給付の対象に。精神障害者2級の医療費助成が全診療科に拡大。		

町村	1.完全無料化による効果について ①喘息など重症化抑制に <input type="checkbox"/> 役立っている <input type="checkbox"/> 役立っていない <input type="checkbox"/> わからない	1.完全無料化による効果について ②その他の病気の抑制に <input type="checkbox"/> 役立っている <input type="checkbox"/> 役立っていない <input type="checkbox"/> わからない	2.完全無料化に対する評価 ①完全無料制度はどのような点で役立っていると思うか	2.完全無料化に対する評価 ②いわゆるコンビニ受診に結びつくと思うか <input type="checkbox"/> 思う <input type="checkbox"/> 思わない <input type="checkbox"/> わからない	3.予算と実績について(予算、実績は単位千円)	4.制度の維持・改善に向けた県と国への要望
栄村	<input type="checkbox"/> わからない 理由：無料化しても一人一人の意識改革をし、予防に努める工夫をしないと抑制にはならないと感じる。無料化は受診しやすくなる一方、むしろ体調不良になっても無料で受診できるからという、病気への意識の低下を招くことも考えられる。	<input type="checkbox"/> わからない 理由：同左	意見：気軽に受診しやすくなるということ以外のメリットを出すには病気の意識強化など別のフォローが必要。	<input type="checkbox"/> わからない 理由：対象者の意識の問題なので、完全無料化が要因になるかはわからない。	2017年度 予：3,860 実績：3,859 対象：165 件数：1,469 2018年度 予：3,680 実績：3,678 対象：157 件数：1,473 2019年度 予：2,610 実績：2,609 対象：134 件数：1,399	
長和町	<input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> わからない	意見：医療を受けたくても費用の関係で受けることができないという方を無くすことが出来ていると思う。	<input type="checkbox"/> わからない	2017年度 予：10,583 実績：10,582 対象：736 件数：7,371 2018年度 予：14,561 実績：14,461 対象：1,238 件数：8,150 2019年度 予：14,750 実績：14,587 対象：797 件数：7,203	意見：補助対象の拡大
原村	<input type="checkbox"/> わからない 理由：原村では平成30年以前から全額支給をしているため	<input type="checkbox"/> わからない 理由：同左	意見：病院にかかるハードルは低くなっていると思う。	<input type="checkbox"/> わからない 理由：病院にかかるハードルは低くなると思うが、無料ではない市町村でも1件500円なので、コンビニ受診につながるほど大きな差があるかわからない。	2017年度 予：19,200 実績：19,037 対象：1,176 件数：10,528 2018年度 予：27,989 実績：27,929 対象：1,175 件数：14,580 2019年度 予：27,800 実績：26,885 対象：1,177 件数：13,273	
宮田村	<input type="checkbox"/> 役立っている 理由：受診しやすくなったため、軽症で受診すれば重症化は抑えられると思う。	<input type="checkbox"/> 役立っている 理由：軽症の早いうちに受診すれば重症化は免れると思う。	意見：子育て世帯への経済的な支援となっている。住民からは「窓口無料化のため助かっている」と幼児を子育て中の母親から意見があった。宮田村に住むメリットの一つとして考えている方も多い。	<input type="checkbox"/> 思う 理由：年間千件の受診件数増、受診件数増加の要因の一つではあると思う。住民からは、ちょっとした目薬や風邪薬などを市販で買うよりタダだし、お医者にかかって薬ももらった方がタダで効くだろうし安心という声も聞かれる。	2017年度 予：23,534 実績：23,533 対象：1,640 件数：16,845 2018年度 予：30,832 実績：30,817 対象：1,592 件数：18,226 2019年度 予：37,262 実績：37,264 対象：1,451 件数：17,129	意見：補助金の対象年齢の引き上げ、また拡大をしてほしい。
飯島町	<input type="checkbox"/> 役立っている 理由：保護者から支払いを気にせず受診できるとの声がある。重症化した虫歯を保有する児が減っている。皮膚炎等、市販の薬に頼るよりも、医療機関で個々の状態に合った薬を処方してもらうことで、重症化することなく、早期に治癒するようになったと感じる。	<input type="checkbox"/> わからない 理由：具体的な意見は聴いていない。	意見：育児に関する金銭負担の軽減。住民からは医療機関での窓口負担がゼロ円になったことで受診しやすくなった。	<input type="checkbox"/> 思う 理由：結びつくと思うが、重症化予防のためには良いのではないかと。また、受診しやすくなったことで重複受診に結びつくことも考えられる。そのため適正受診については常に啓発していかなければならない。	2017年度 予：17,987 実績：17,093 対象：1,275 件数：13,476 2018年度 予：21,877 実績：24,931 対象：1,253 件数：15,364 2019年度 予：24,885 実績：29,909 対象：1,232 件数：15,231	
中川村	<input type="checkbox"/> 役立っている 理由：手元にお金が無くても受診することができるので、子どもだけで受診する機会が増え、重症化前に受診することができると思う。	<input type="checkbox"/> 役立っている 理由：同左	意見：1-①と同じ	<input type="checkbox"/> わからない 理由：気軽に受診できるようになることで、コンビニ受診につながる気がするが、かかりつけ医と受診基準について話していれば起こらないと思う。	2017年度 予：12,500 実績：12,640 対象：740 件数：8,288 2018年度 予：14,200 実績：16,996 対象：740 件数：9,451 2019年度 予：15,204 実績：15,256 対象：740 件数：8,836	
平谷村	<input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> わからない		<input type="checkbox"/> わからない	2017年度 予：910 実績：698 対象：44 件数：453 2018年度 予：899 実績：569 対象：44 件数：365 2019年度 予：839 実績：739 対象：44 件数：389	
根羽村	<input type="checkbox"/> わからない 理由：無料化が開始されたのがR1年からなのでまだ効果がわからない。(それまでは300円負担)	<input type="checkbox"/> わからない 理由：同左	意見：病気がちな子どもの親にとっては「このぐらいいは大丈夫」と思わずに病院に連れて助かるだろうと思う。	<input type="checkbox"/> わからない 理由：今のところその傾向はないと思われる。	2017年度 予：1,310 実績：1,308 対象：77 件数：912 2018年度 予：1,125 実績：794 対象：74 件数：604 2019年度 予：1,441 実績：1,304 対象：80 件数：617	
天龍村	<input type="checkbox"/> わからない	<input type="checkbox"/> わからない	意見：お金の心配をせず受診できる点はよいと思うが、無料という点で医療費の増加にもつながっていると思う。	<input type="checkbox"/> わからない 理由：時間外でも関係なくかかってしまう事はあると思う。緊急の場合はもちろん時間外受診は必要だが平日昼間かかれても時間外にすいているなどの理由でかかる人も出てくるかもしれない。	2017年度 予：996 実績：742 対象：60 件数：455 2018年度 予：1,081 実績：894 対象60 件数：662 2019年度 予：971 実績：872 対象：79 件数：500	

## 乳幼児等医療費に対する援助の実施状況

(平成31年4月1日現在)

## 1. 都道府県における実施状況

(単位:都道府県)

対象年齢	通院	入院
実施都道府県数計	47	47
4歳未満	3	1
5歳未満	1	0
就学前	25	20
9歳年度末	3	1
12歳年度末	4	6
15歳年度末	7	14
18歳年度末	3	4
その他(※)	1	1

所得制限	通院	入院
所得制限なし	18	19
所得制限あり	28	27
その他(※)	1	1

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	10	12
自己負担あり	36	34
その他(※)	1	1

(※)交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。  
交付金の規模は12歳年度末までに相当。

◎都道府県別の詳細は別紙2参照

## 2. 市区町村における実施状況

(単位:市区町村)

対象年齢	通院	入院
実施市区町村数計	1,741	1,741
就学前	66	6
8歳年度末	2	0
9歳年度末	16	8
12歳年度末	72	41
15歳年度末	923	968
18歳年度末	659	715
20歳年度末	2	2
22歳年度末	1	1

所得制限	通院	入院
所得制限なし	1,492	1,497
所得制限あり	249	244

一部自己負担	通院	入院
自己負担なし	1,115	1,201
自己負担あり	626	540

◎市区町村別の詳細は別紙3参照

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

## 都道府県における乳幼児等医療費援助の実施状況

都道府県名	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院
北海道	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
青森県	就学前	就学前	有	有	有	有
岩手県	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
宮城県	就学前	就学前	有	有	無	無
秋田県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
山形県 ※1	9歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
福島県 ※2	18歳年度末	18歳年度末	有	有	有	有
茨城県	12歳年度末	18歳年度末	有	有	有	有
栃木県 ※3	12歳年度末	12歳年度末	無	無	有	有
群馬県	15歳年度末	15歳年度末	無	無	無	無
埼玉県	就学前	就学前	有	有	有	有
千葉県	9歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
東京都 ※4	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	無
神奈川県 ※5	就学前	15歳年度末	有	有	有	有
新潟県 ※6	-	-	-	-	-	-
富山県 ※7	4歳未満	就学前	有	有	有	有
石川県	4歳未満	就学前	有	有	有	有
福井県	9歳年度末	9歳年度末	無	無	有	有
山梨県	5歳未満	就学前	無	無	無	無
長野県	就学前	15歳年度末	無	無	有	有
岐阜県	就学前	就学前	無	無	無	無
静岡県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
愛知県	就学前	15歳年度末	無	無	無	無
三重県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	無	無
滋賀県	就学前	就学前	無	無	無	無
京都府	15歳年度末	15歳年度末	無	無	有	有
大阪府	就学前	就学前	有	有	有	有
兵庫県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
奈良県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
和歌山県	就学前	就学前	有	有	無	無
鳥取県	18歳年度末	18歳年度末	無	無	有	有
島根県	就学前	就学前	無	無	有	有
岡山県	就学前	12歳年度末	有	有	有	有
広島県	就学前	就学前	有	有	有	有
山口県 ※8	就学前	就学前	有	有	有	有
徳島県	15歳年度末	15歳年度末	有	有	有	有
香川県	就学前	就学前	有	有	無	無
愛媛県	就学前	就学前	無	無	有	無
高知県 ※9	就学前	就学前	有	有	有	有
福岡県	12歳年度末	12歳年度末	有	有	有	有
佐賀県	就学前	就学前	無	無	有	有
長崎県	就学前	就学前	無	無	有	有
熊本県	4歳未満	4歳未満	有	有	有	有
大分県	就学前	15歳年度末	無	無	有	有
宮崎県	就学前	就学前	有	無	有	有
鹿児島県 ※10	就学前	就学前	有	有	有	有
沖縄県	就学前	15歳年度末	無	無	無	無

※1 所得税非課税世帯、3歳未満及び第3子以降は一部自己負担なし。

※2 市町村への補助対象年齢は、小学校就学前及び小学校4年から18年度末まで。

※3 療養学児は一部自己負担なし。

※4 乳幼児は自己負担なし。

※5 4歳未満は一部自己負担なし。

※6 ・交付金のため、対象年齢・所得制限・一部自己負担に関する規定なし。  
・交付金の根拠は12歳年度末までに届出。

※7 乳児については一部自己負担なし。

※8 3歳未満児及び養育施設の自己負担なし。

※9 ・乳児は所得制限及び一部自己負担なし。  
・幼児は1992改正前改正児童手当所得制限に準拠し、市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。  
・扶養する子どもの第3番目以降の幼児は就学前まで一部自己負担なし。

※10 市町村民税非課税世帯は一部自己負担なし。

厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ

【平成31年4月1日現在】

福祉医療費給付事業の市町村実施状況  
(令和2年8月1日現在)

## 乳幼児等医療費給付事業の市町村実施状況

令和2年8月1日現在

対象年齢		所得制限	市町村数				該当市町村				
入院	外来		市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
中学校卒業まで	小学校就学前	所得制限なし					(県制度)				
	中学校卒業まで	所得制限なし	12			12	長野市 千曲市	上田市 東御市	塩尻市 安曇野市	松本市 須坂市 中野市	岡谷市 諏訪市 茅野市
18歳到達後の3/31まで	中学校卒業まで	所得制限なし	2			2	伊那市	駒ヶ根市			
	18歳到達後の3/31まで	所得制限なし	5	23	35	63	飯田市 飯山市 小海町 北相木村 立科町 富士見町 箕輪町 中川村 高森町 平谷村 売木村 喬木村 木曾町 木祖村 筑北村 朝日村 松川村 坂城町 小川村	小諸市 佐久市 川上村 御代田町 青木村 原村 飯島町 宮田村 阿南町 根羽村 天龍村 豊丘村 上松町 王滝村 麻績村 池田町 白馬村 木島平村 野沢温泉村	大町市 佐久穂町 南相木村 軽井沢町 長和町 辰野町 南箕輪村 松川町 阿智村 下條村 泰阜村 大鹿村 南木曾町 大桑村 山形村 生坂村 小谷村 飯綱町	山ノ内町 (小学校就学～ 食費助成なし)	南牧村 下諏訪町 小布施町 (小学校就学～ 食費助成なし) 栄村※
合 計			19	23	35	77	63			6	8

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※栄村：18歳以上20歳未満の高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者を含む。

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年8月1日現在）」による

〔受給者負担金〕

- ・ 受給者負担金なし：長和町、原村、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村、木曾町、栄村
- ・ 300円/レプト：小海町、南牧村、南相木村、富士見町、松川町、阿南町、根羽村、下條村、売木村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、南木曾町、木祖村、小布施町
- ・ 500円/レプト：上記以外

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（身体障害者手帳）

令和2年8月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該 当 市 町 村		
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり
1～3級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	3	14	18	35	伊那市 飯山市 佐久市 小海町 佐久穂町 立科町 長和町 青木村 辰野町 飯島町 南箕輪村 中川村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 大桑村 筑北村 小谷村 山ノ内町 木島平村 野沢温泉村 飯綱町 小川村  (県制度と同じ)		栄村
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	1	3	7	上田市 飯田市 東御市 宮田村 朝日村 松川村		小布施町
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	1・2級 所得制限なし 3級 特別障害者手当準拠			3	3	川上村 南牧村 豊丘村		
	1・2級 所得制限なし 3級 所得税非課税者	所得制限なし			1	1	南相木村		
	所得制限なし	所得制限なし	4	3	5	12	小諸市 安曇野市 北相木村 富士見町 原村 箕輪町 生坂村 山形村	高山村	諏訪市 茅野市 下諏訪町
小 計			10	18	30	58			
1～4級	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)		1		1		信濃町	
	1・2級 特別障害者手当準拠 3・4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠		2	1	3	軽井沢町 御代田町 白馬村(4級は入院のみ)		
	1・2級 特別障害者手当準拠 3級 所得税非課税者 4級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	喬木村(4級は要常時介護のみ)		
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		須坂市 (4級の受給者負担金は高齢者医療確保法(低所得Ⅱ) 準拠、食事助成なし)	
	1～3級 特別障害者手当準拠 4級 所得税非課税者	特別障害者手当準拠	2	1		3	駒ヶ根市 塩尻市 坂城町(4級は受給者負担金2割で70歳到達時に資格を失う)		
	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1・2級 所得制限なし 3・4級 特別障害者手当準拠	1			1		松本市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1		中野市	
	1～3級 所得制限なし 4級 所得税非課税者	1～3級 所得制限なし 4級 特別障害者手当準拠	1			1	千曲市		
	所得制限なし	所得制限なし	1		1	2	大町市 麻績村(4級は要常時介護のみ)		
小 計			7	4	3	14			
1～5級	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税者	1～4級 所得制限なし 5級 所得税非課税 (同一世帯者)	1			1	長野市(4級の一部と5級は70歳到達時に資格を失う)		
小 計			1			1			
1～6級	1・2級 特別障害者手当準拠 3級以下 所得税非課税	特別障害者手当準拠			1	1	王滝村(4～6級の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
	所得制限なし	所得制限なし	1	1	1	3	池田町(4～6級は要常時介護のみ)	岡谷市 (4～6級は要常時介護のみ) 泰阜村 (4～6級は20歳以上要常時介護のみ)	
小 計			1	1	2	4			
合 計			19	23	35	77	65	5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年8月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、木曾町、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村

(以降は1レセプト当たり500円又は300円)

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（療育手帳）

令和2年8月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該当市町村				
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
A1～B1	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	4	13	15	32	飯田市 佐久穂町 立科町 中川村 高森町 平谷村 売木村 大鹿村 小谷村	飯山市 軽井沢町 青木村 宮田村 阿南町 根羽村 天龍村 南木曾町 飯綱町	佐久市 御代田町 飯島町 松川町 阿智村 下條村 喬木村 筑北村 山ノ内町	須坂市 信濃町	泰阜村 小布施町 栄村
	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	A1 所得制限なし A2・B1特別障害者手当準拠	1			1				松本市	
	所得制限なし	所得制限なし	5	3	3	11	小諸市 北相木村 豊丘村	千曲市 富士見町	小海町 原村		岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町
	小 計		10	16	18	44					
A1～B2	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	5	10	18	上田市 長和町 木曾町 王滝村 大桑村 白馬村 野沢温泉村	塩尻市 辰野町 上松町 朝日村 坂城町	東御市 南箕輪村 木祖村 松川村 木島平村		
	A1～B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者	A1～B1 特別障害者手当準拠 B2 特別障害者手当準拠	2			2	駒ヶ根市 伊那市				
	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税者	A1 所得制限なし A2・B1 特別障害者手当準拠 B2 所得税非課税（同一世帯者）			1	1				高山村	
	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠	A1・A2 所得制限なし B1・B2 特別障害者手当準拠			1	1	川上村				
	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税者	A1～B1 所得制限なし B2 所得税非課税（同一世帯者）	1			1	長野市 (B1、B2は70歳到達時に資格を失う)				
	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	A1～B1 所得制限なし B2 特別障害者手当準拠	1			1				中野市	
	所得制限なし	所得制限なし	2	2	5	9	大町市 南相木村 生坂村	安曇野市 箕輪町 山形村	南牧村 麻績村 池田町		
	小 計		9	7	17	33					
合 計		19	23	35	77	65			5	7	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年8月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、木曾町、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村

(以降は1レセプト当たり500円又は300円)

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（精神保健福祉手帳）

令和2年8月1日現在

\*本表は、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る実施状況であり、他の区分（国民年金法施行令別表該当、障害者自立支援法該当等）は網羅していない。

障害等級	入院・通院の別	所得制限		市町村数		該 当 市 町 村				
		本人	扶養義務者等	市	町	村	食費助成なし	食費1/2助成	食費助成あり	
1級	通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠		1	1	平谷村			
	入院・通院	所得制限なし	所得制限なし		1	1	北相木村			
	小 計					2	2			
1～2級	1級 通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	8	11	19	青木村 辰野町 飯島町 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 根羽村 齋木村 豊丘村 大鹿村 南木曾町 小谷村 小布施町 信濃町 小川村 栄村 (県制度と同じ)			
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	飯田市			
		所得制限なし	所得制限なし	1		2	安曇野市 泰阜村			
	通院のみ	1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	1	3	5	千曲市 売木村 高山村 山ノ内町 野沢温泉村		
		特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	長野市			
		所得制限なし	所得制限なし	3	2	5	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町 富士見町			
	1・2級入院 1級通院のみ 2級 自立支援医療 精神通院のみ	1・2級入院 市町村民税非課税者	入院 市町村民税非課税者 (同一世帯者)	1		1	1	佐久市		
		1・2級入院 所得税非課税者	1・2級入院 所得税非課税世帯	1		1	1	上田市		
		1級 特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	1	伊那市		
	入院・通院	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	2	4	4	小諸市 松川村 南箕輪村 須坂市		
		所得制限なし	所得制限なし	1	2	1	4	大町市 原村 箕輪町 池田町		
		小 計			14	13	18	45		
	1～3級	通院のみ	1級 所得制限なし	1・2級 所得制限なし	1		1	1	中野市	
			2級 所得制限なし	3級 市町村民税非課税者 (本人の生計を維持する配偶者又は扶養義務者)	1	1	2	2	駒ヶ根市※ 飯綱町	
			特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	天龍村	
1級は通院・精神科入院 2・3級は自立支援医療精神通院のみ		1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠	1		1	1	飯山市		
		2・3級 特別障害者手当準拠 (本人所得税非課税)	2・3級 特別障害者手当準拠 (本人所得税非課税)			1	1	下條村 (精神科入院の受給者負担金は、自己負担額の3割)		
		1級 特別障害者手当準拠	1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者)	1		1	1	佐久穂町		
1級は、入院 2級は自立支援医療精神通院、精神入院のみ 3級は精神入院のみ		1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者)	1・2級 特別障害者手当準拠 (入院は市町村民税非課税世帯者)			1	1	朝日村		
		入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠	入院 所得制限なし 通院 特別障害者手当準拠			1	1	東御市		
入院・通院		1・2級は入院 3級は通院のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1		1	1	東御市	
		1級 特別障害者手当準拠 2・3級 市町村民税非課税者	1級 特別障害者手当準拠	1級 特別障害者手当準拠			1	1	筑北村	
	2・3級 市町村民税非課税者		2・3級 市町村民税非課税者 (同一世帯者)			1	1	大桑村		
	1級 特別障害者手当準拠		1・2級 特別障害者手当準拠	2		2	2	上松町 軽井沢町		
	2・3級 所得税非課税者		3級 所得税非課税者 (同一世帯者)			1	1	木曾町		
	1・2級 特別障害者手当準拠		特別障害者手当準拠	1		1	1	塩尻市 御代田町 立科町 長和町 南相木村 木祖村 白馬村 木島平村		
	3級 所得税非課税者		特別障害者手当準拠	1	3	4	8	王滝村 (1級通院、2級自立支援医療の精神通院以外の受給者負担金は、500円+500円を除いた額の1/2)		
特別障害者手当準拠 (2級の自立支援医療の精神通院医療は、所得税非課税者)	特別障害者手当準拠			1	1	川上村				
1級 所得制限なし	1級 所得制限なし			1	1	1	小海町 南牧村 麻績村 生坂村 山形村 坂城町 (精神科入院は対象外)			
2・3級 特別障害者手当準拠	2・3級 特別障害者手当準拠	2	4	6	6					
所得制限なし		所得制限なし			2	4	6			
小 計				5	10	15	30			
合 計				19	23	35	77	76	1	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費  
 ※駒ヶ根市：18歳年度末までは入院も対象  
 ※年度末年齢が18歳までの障がい者の所得制限は、「市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況」による  
 ※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年8月1日現在）」による  
 [受給者負担金]  
 受給者負担金なし：原村、木曾町、栄村  
 18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村  
 (以降は1レセプト当たり500円又は300円)  
 その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

## 市町村福祉医療制度における障がい児の所得制限の状況

### 【留意事項】

- ・「障がい児」とは、「年度末年齢が18歳までの障がい者」のことを指す。
- ・所得制限の有無 有：○、無：－

令和2年8月1日現在

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者 手帳交付者	療育手帳 交付者	精神保健福祉 手帳交付者
1 長野市	-※	-※	-
2 松本市	-	-	-
3 上田市	-	-	-
4 岡谷市	-	-	-
5 飯田市	-	-	-
6 諏訪市	-	-	-
7 須坂市	-※	-	-
8 小諸市	-	-	○
9 伊那市	-	-	-
10 駒ヶ根市	-	-	-
11 中野市	-※	-※	-※
12 大町市	-	-	-
13 飯山市	-	-	-
14 茅野市	-	-	-
15 塩尻市	-	-	-
16 千曲市	-	-	-
17 佐久市	-	-	-
18 東御市	-	-	-
19 安曇野市	-	-	-
20 佐久穂町	-	-	-
21 小海町	-	-	-
22 川上村	-	-	-
23 南牧村	-	-	-
24 南相木村	-	-	○
25 北相木村	-	-	-
26 軽井沢町	-	-	-
27 御代田町	-※	-	-※
28 立科町	-	-	-
29 長和町	-	-	-
30 青木村	-	-	-
31 下諏訪町	-	-	-
32 富士見町	-	-	-
33 原村	-	-	-
34 辰野町	-	-	-
35 箕輪町	-	-	-
36 飯島町	-	-	-
37 南箕輪村	-	-	-
38 中川村	-	-	-
39 宮田村	-	-	-
40 松川町	-	-	-
41 高森町	-	-	-
42 阿南町	-	-	-
43 阿智村	-	-	-
44 平谷村	○	○	○
45 根羽村	-	-	-

市町村名	市町村制度における所得制限の状況		
	身体障害者 手帳交付者	療育手帳 交付者	精神保健福祉 手帳交付者
46 下條村	-	-	-
47 売木村	-	-	-
48 天龍村	-	-	-
49 泰阜村	-	-	-
50 喬木村	-	-	-
51 豊丘村	-	-	-
52 大鹿村	-	-	-
53 木曾町	-	-	-
54 上松町	-	-	-
55 南木曾町	-	-	-
56 木祖村	-	-	-
57 王滝村	-	-	-
58 大桑村	-	-	-
59 筑北村	-	-	-
60 麻績村	-	-	-
61 生坂村	-	-	-
62 山形村	-	-	-
63 朝日村	-	-	-※
64 池田町	-	-	-
65 松川村	-	-	-
66 白馬村	-	-	-
67 小谷村	○	○	○
68 坂城町	-	-	-
69 小布施町	-	-	-
70 高山村	-	-	-
71 山ノ内町	-	-	-
72 木島平村	-	-	-
73 野沢温泉村	-	-	-
74 信濃町	-	-	-
75 飯綱町	-	-	-※
76 小川村	-	-※	-
77 栄村	-	-	-

※以下の区分は所得制限有り  
 長野市：身障手帳5級、療育手帳B2  
 須坂市：身障手帳4級  
 中野市：身障手帳4級、療育手帳B2、精神手帳3級  
 御代田町：身障手帳4級、精神手帳2、3級  
 朝日村：精神手帳1～3級（精神科入院）  
 飯綱町：精神手帳3級  
 小川村：療育手帳B2

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（65歳以上国民年金法施行令別表該当）

令和2年8月1日現在

所得制限		市町村数				該当市町村				
本人	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	10	19	26	55	上田市	飯田市	伊那市	松本市	小布施町
						駒ヶ根市	飯山市	塩尻市	須坂市	栄村
						佐久市	東御市	小海町	信濃町	
						佐久穂町	川上村	南牧村		
						軽井沢町	御代田町	立科町		
						長和町	青木村	辰野町		
						飯島町	南箕輪村	中川村		
						宮田村	松川町	高森町		
						阿南町	阿智村	平谷村		
						根羽村	下條村	売木村		
						天龍村	喬木村	大鹿村		
						上松町	南木曾町	木曾町		
						木祖村	王滝村	大桑村		
						朝日村	筑北村	松川村		
						白馬村	小谷村	坂城町		
						山ノ内町	木島平村	野沢温泉村		
						飯綱町	小川村			
						（県制度と同じ）				
所得制限なし	所得制限なし	9	4	9	22	長野市	小諸市	大町市	中野市	岡谷市
						千曲市	安曇野市	南相木村	高山村	諏訪市
						北相木村	富士見町	原村		茅野市
						箕輪町	豊丘村	麻績村		下諏訪町
						生坂村	山形村	池田町		泰阜村
合	計	19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

[受給者負担金]

原村、木曾町、栄村：受給者負担金なし（その他の市町村は、1レフト当たり500円又は300円）

ひとり親家庭等医療費給付事業の市町村実施状況（母子家庭・父子家庭）

令和2年8月1日現在

対象児童	所得制限			市町村数				該当市町村				
	母	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満 高等学校等 卒業まで	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	21	29	62	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
								伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
								飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
								東御市	小海町	川上村	信濃町	
								南牧村	佐久穂町	北相木村		
								軽井沢町	御代田町	立科町		
								長和町	青木村	辰野町		
								箕輪町	飯島町	南箕輪村		
								中川村	宮田村	松川町		
								高森町	阿南町	阿智村		
								平谷村	根羽村	下條村		
								売木村	天龍村	喬木村		
								豊丘村	大鹿村	上松町		
								南木曾町	木曾町	木祖村		
								王滝村	大桑村	生坂村		
								朝日村	筑北村	池田町		
								松川村	白馬村	小谷村		
								坂城町	山ノ内町	木島平村		
								野沢温泉村	飯綱町	小川村		
								（県制度と同じ）				
	所得制限なし	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
								南相木村	富士見町	原村		諏訪市
								麻績村	山形村			茅野市
												下諏訪町
												泰阜村
	小 計			19	23	35	77					
20歳未満 の児童	児童扶養手当（一部支給）準拠	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠									
	小 計											
合 計				19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年8月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、木曾町、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村

（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

## ひとり親家庭等医療費給付事業の市町村実施状況（父母のない児童）

令和2年8月1日現在

対象児童	所得制限		市町村数				該 当 市 町 村				
	子	扶養義務者等	市	町	村	計	食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
18歳未満 又は 20歳未満高等学校 等卒業まで	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠	12	21	29	62	上田市	飯田市	小諸市	松本市	小布施町
							伊那市	駒ヶ根市	大町市	須坂市	栄村
							飯山市	塩尻市	佐久市	高山村	
							東御市	小海町	川上村	信濃町	
							南牧村	佐久穂町	北相木村		
							軽井沢町	御代田町	立科町		
							長和町	青木村	辰野町		
							箕輪町	飯島町	南箕輪村		
							中川村	宮田村	松川町		
							高森町	阿南町	阿智村		
							平谷村	根羽村	下條村		
							売木村	天龍村	喬木村		
							豊丘村	大鹿村	上松町		
							南木曾町	木曾町	木祖村		
							王滝村	大桑村	生坂村		
							朝日村	筑北村	池田町		
							松川村	白馬村	小谷村		
							坂城町	山ノ内町	木島平村		
							野沢温泉村	飯綱町	小川村		
							（県制度と同じ）				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2	6	15	長野市	千曲市	安曇野市	中野市	岡谷市
							南相木村	富士見町	原村		諏訪市
							麻績村	山形村			茅野市
											下諏訪町
											泰阜村
			19	23	35	77					
20歳未満の児童	児童扶養手当準拠	児童扶養手当準拠									
合 計			19	23	35	77	65			5	7

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年4月1日現在）」による

[受給者負担金]

受給者負担金なし：原村、木曾町、栄村

18歳年度末までは受給者負担金なし：長和町、飯島町、中川村、宮田村、阿智村、平谷村、根羽村、天龍村

（以降は1レセプト当たり500円又は300円）

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：特別児童扶養手当該当）

令和2年8月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				食費助成なし			食費1/2助成	食費助成あり
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計					
1級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1			1	上田市（注1）				
	所得制限なし	所得制限なし		1	2	3	富士見町	原村	麻績村		
	小計		1	1	2	4					
1・2級	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	3	3	2	8	小諸市 塩尻市（注1） 軽井沢町（注1） 辰野町（注1） 宮田村（注1） 白馬村（注1） 飯綱町			松本市（注1）	
	所得制限なし	特別児童扶養手当準拠		1		1	上松町				
	所得制限なし	所得制限なし	7	2		9	長野市	大町市	千曲市	須坂市	岡谷市 諏訪市 茅野市 下諏訪町
	小計		10	6	2	18					
合計		11	7	4	22	16			2	4	

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年4月1日現在）」による

（注1）松本市・上田市・塩尻市・軽井沢町・辰野町・宮田村・白馬村：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

[受給者負担金]

原村：受給者負担金なし 宮田村：18歳年度末までは受給者負担金なし（以降は1レブト当たり500円） その他の市町村は1レブト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況（市町村単独事業：国民年金法施行令別表該当）

令和2年8月1日現在

障害の程度	所得制限		市町村数				該 当 市 町 村			食費1/2助成	食費助成あり
	本人	扶養義務者等	市	町	村	計					
1級 ※20歳以上	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠			1	1	宮田村				
	小計				1	1					
1級	所得税非課税者	所得税非課税者		1		1	信濃町（注1）				
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	2		3	辰野町（注2） 飯島町			須坂市（注3）	
	所得制限なし	所得制限なし	1	2	2	5	富士見町（注1） 山形村（注1）	高山村（注3）	茅野市 下諏訪町（注1）		
	小計		2	5	2	9					
1・2級 ※20歳以上	所得制限なし	所得制限なし	1	1		2	千曲市：通院のみ（注4） 箕輪町				
	小計		1	1		2					
1・2級	市町村民税非課税者	市町村民税非課税（同一世帯者）		1		1	上松町（注5）（厚生年金保険法施行令別表該当者を含む）				
	所得税非課税者	所得制限なし			1	1	青木村（障害年金3級を含む）				
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	4		6	伊那市 東御市 軽井沢町 御代田町（注5） 南木曾町 飯綱町				
	所得制限なし	所得制限なし	3	2		5	大町市 南相木村 麻績村		岡谷市（注6） 諏訪市（注6）		
	小計		5	5	3	13					
合計		8	11	6	25	19			3	4	

（注1）下諏訪町・富士見町・山形村・信濃町：1級9～11号該当者が対象

（注2）辰野町：年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

（注3）須坂市・高山村：1級10号該当者が対象

（注4）千曲市：1級10号、2級16号該当者が対象

（注5）御代田町・上松町：精神障害者が対象

（注6）岡谷市・諏訪市：1級9～11号（20～64歳）、2級15～17号（20歳前初診）該当者が対象

※食費：入院時食事療養費及び入院時生活療養費

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況（令和2年8月1日現在）」による

[受給者負担金]

南相木村：65歳未満は高確法準拠 南木曾町：自己負担額の1/2 その他の市町村は1レブト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:精神障害者)

(1)障がい者自立支援法に基づく自立支援医療受給者(精神通院医療)に対する助成 令和2年8月1日現在

入院・通院の別	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
自立支援医療の精神通院医療(公費負担対象分)のみ	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	飯田市(注1) 松川村
	所得制限なし	所得制限なし	12	須坂市 大町市 中川村 高森町 阿南町 阿智村 喬木村 豊丘村 大鹿村 朝日村 池田町 泰阜村
通院のみ	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	1	長和町
	所得制限なし	所得制限なし	2	千曲市 売木村
入院・通院	市町村民税非課税世帯者	市町村民税非課税世帯者	2	原村(注2) 筑北村
	所得制限なし	所得制限なし	2	坂城町(精神科入院を除く) 小海町
合計			21	

(注1)飯田市:年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

(注2)市町村民税課税世帯者は、自立支援医療の精神通院医療(公費負担対象分)が助成対象となる

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和2年4月1日現在)」による

【受給者負担金】

原村、高森町、阿智村:受給者負担金なし 中川村:18歳年度末までは受給者負担金なし(以降は1レセプト300円) その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

(2)その他精神障害者

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
精神障害者で村長が認めた者	所得制限なし	所得制限なし	1	北相木村
精神保健福祉法第5条該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	麻績村
精神障害者保健福祉手帳未所持者で自立支援医療(精神通院分)の受給者	特別障害者手当準拠(本人所得税非課税)	特別障害者手当準拠(本人所得税非課税)	1	下條村
合計			3	

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和2年8月1日現在)」による

【受給者負担金】

1レセプト当たり500円又は300円

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:その他障がい者)

令和2年8月1日現在

障害の程度	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
育成医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(注1)
更生医療受給者証交付者	所得制限なし	所得制限なし	1	原村(注1)
国民年金法等の規定に基づく障害年金受給者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	小諸市(注2)

(注1)原村:受給者負担金なし

(注2)小諸市:障害年金1・2級該当者が対象

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和2年4月1日現在)」による

障がい者医療費給付事業の市町村実施状況(市町村単独事業:難病)

令和2年8月1日現在

資格区分	所得制限		計	該当市町村(食費助成なし)
	本人	扶養義務者等		
特定疾患治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	軽井沢町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	2	宮田村 木曾町
	所得制限なし	所得制限なし	8	原村 高森町 阿南町 阿智村 売木村 天龍村 喬木村 豊丘村
長野県特定疾病医療費助成事業該当者	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	宮田村
	所得制限なし	所得制限なし	4	原村 阿智村 喬木村 豊丘村
先天性血液凝固因子障害治療研究事業該当者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	木曾町
小児慢性特定疾病該当者	所得制限なし	所得制限なし	1	豊丘村
ウイルス肝炎医療費給付事業該当者	所得制限なし	所得制限なし	2	原村 豊丘村(肝炎治療分のみ)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項該当者(結核患者)	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	駒ヶ根市
	所得制限なし	所得制限なし	1	大鹿村
難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の受給対象者	市町村民税非課税者	特別障害者手当準拠	1	上松町
	所得税非課税者	特別障害者手当準拠	1	軽井沢町
	特別障害者手当準拠	特別障害者手当準拠	1	宮田村
	所得制限なし	所得制限なし	4	原村 喬木村 阿智村 豊丘村

※現物給付方式の対象範囲は、「市町村別現物給付方式導入状況(令和2年8月1日現在)」による

[受給者負担金]

原村、木曾町:受給者負担金なし

宮田村、阿智村、天龍村:18歳年度末まで受給者負担金なし(以降は1レセプト当たり500円又は300円)

その他の市町村は1レセプト当たり500円又は300円

市町村別現物給付方式導入状況(令和2年8月1日現在)

市 町 村	乳幼児等			ひとり親家庭等			障がい者		
	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2
長 野 市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
松 本 市	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1
上 田 市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
岡 谷 市	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり
飯 田 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
諏 訪 市	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり
須 坂 市	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1
小 諸 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
伊 那 市	通院:15歳 入院:18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
駒 ヶ 根 市	通院:15歳 入院:18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
中 野 市	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1	15歳	500円	2分の1
大 町 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
飯 山 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
茅 野 市	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり	15歳	500円	あり
塩 尻 市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
佐 久 市	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
千 曲 市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
東 御 市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
安 曇 野 市	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
小 海 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
佐 久 穂 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
川 上 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
南 牧 村	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
南 相 木 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
北 相 木 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
軽 井 沢 町	18歳	500円	なし	18歳 ※4	500円	なし	18歳	500円	なし
御 代 田 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
立 科 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
長 和 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
青 木 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
下 諏 訪 町	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり	18歳	500円	あり
富 士 見 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
原 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
辰 野 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
箕 輪 町	18歳	500円	なし	18歳 ※5	500円	なし	18歳	500円	なし
飯 島 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
南 箕 輪 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
中 川 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
宮 田 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし

市町村別現物給付方式導入状況(令和2年8月1日現在)

市 町 村	乳幼児等			ひとり親家庭等			障がい者		
	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2	対象年齢 ※1	自己負担金	食費助成 ※2
松 川 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
高 森 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
阿 南 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
阿 智 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
平 谷 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
根 羽 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
下 條 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
売 木 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
天 龍 村	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
泰 阜 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
喬 木 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
豊 丘 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
大 鹿 村	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
上 松 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
南 木 曾 町	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし	18歳	300円	なし
木 曾 町	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし	18歳	0円	なし
木 祖 村	18歳	300円	なし	18歳 ※5	300円	なし	18歳	300円	なし
王 滝 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
大 桑 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
麻 績 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
生 坂 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
山 形 村	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし	15歳	500円	なし
朝 日 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
筑 北 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
池 田 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
松 川 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
白 馬 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小 谷 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
坂 城 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小 布 施 町	18歳	300円	あり ※3	18歳	300円	あり	18歳	300円	あり
高 山 村	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1
山 ノ 内 町	18歳	500円	2分の1 ※3	18歳 ※5	500円	なし	18歳	500円	なし
木 島 平 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
野 沢 温 泉 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
信 濃 町	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1	18歳	500円	2分の1
飯 綱 町	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
小 川 村	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし	18歳	500円	なし
栄 村	18歳 ※5	0円	あり	18歳	0円	あり	18歳	0円	あり

## 市町村別現物給付方式導入状況(令和2年8月1日現在)

### 〔留意事項〕

- ※1 対象者：対象年齢到達以後の最初の3月31日までの間にある者
- ※2 食費：入院時の食事療養費及び生活療養費に係る自己負担限度額への助成
- ※3 年齢により食費助成の対象外となる場合あり、受給者証をご確認ください。

(小布施町、山ノ内町)

- ※4 母・父（後期高齢者医療被保険者は除く。）を含む。(軽井沢町)
- ※5 18歳以上20歳未満の高等学校その他市町村長が定める施設に在学・在校中の者を含む  
(箕輪町、木祖村、山ノ内町、栄村)

全名医発(44)第7-390号  
2021年5月6日

各都道府県連 会長 様  
同 社保委員長 様

全日本民主医療機関連合会  
会 長 増田 剛  
( 公 印 省 略 )

子ども医療全国ネット国会内集会「今こそ国による子ども医療費無料制度を！」へのご参加のお願い

みなさま方の連日のご奮闘に心から敬意を表します。

全日本民医連も加わる「子ども医療全国ネット」では標記集会を下記の日程でおこないます。子ども医療無料化に向けて署名や自治体要請などに取り組んでいる全国の小児科スタッフの皆さん、社会保障の取り組みを担当しておられる皆さん、共同組織の皆さんなど、関係ある皆さんにご参加をお願いします。

今回はWEB集会です。事前の申し込みは不要ですが、おおよその参加人数把握のため、一番繋がりがありそうな全国ネットの事務局団体にご一報いただくと助かります。全日本民医連の場合、医師部までメールでご連絡ください。直接議員会館に来られる場合は必ずご一報ください。

記

日 時：2021年5月26日(水) 11:30~12:45(予定)

場 所：国会・参議院議員会館 B103+Web(Zoom)

当日のZoomミーティングのご案内

<https://zoom.us/j/94961254698?pwd=SGU5ZkNsalFMZGFTQUwvcjhjN3IyQT09>

ミーティング ID: 949 6125 4698

パスコード: 919330

主 催：子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワーク(子ども医療全国ネット)

内 容：別添チラシあり

○特別報告 「子育て世代の生活実情調査から見えてくるもの」

講師・武内一先生(佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授。滋賀医科大学医学部卒業後、耳原総合病院にて初期研修重症心身障害児施設第一びわこ学園、デンマークバンゲード障害児施設群短期研修を経て、耳原鳳病院、国保内海病院、耳原総合病院にて勤務、2017年度以後スウェーデン・ウメオ大学医学部客員研究員)

○各地の取り組み報告 他

以上

問い合わせ先

全日本民医連 医師部事務局 担当：酒井、徳山まで

TEL：03-5842-6451 Mail：ishi@min-iren.gr.jp

# 子ども医療全国ネット国会内集会 今こそ国による 子ども医療費無料制度を！



**日時** 2021年5月26日(水) 11:30~12:45(予定)

**会場** 国会・参議院議員会館B103+Web(Zoom)

当日のZoomミーティングのご案内

<https://zoom.us/j/94961254698?pwd=SGU5ZkNsalFMZGFTQUwwcjhjN3lyQT09>

ミーティングID: 949 6125 4698 パスコード: 919330

**主催内容** 子ども医療費無料制度を国に求める全国ネットワーク(子ども医療全国ネット)

○特別報告「子育て世代の生活実情調査から見えてくるもの」

**講師・武内一先生**(佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授。滋賀医科大学医学部卒業後、耳原総合病院にて初期研修重症心身障害児施設第一びわこ学園、デンマークバンゲード障害児施設群短期研修を経て、耳原鳳病院、国保内海病院、耳原総合病院にて勤務、2017年度以後スウェーデン・ウメオ大学医学部客員研究員)



○各地の取り組み報告 他



私たちが乳幼児医療全国ネットとして取り組みを初めてから約20年、地域住民、医療関係者などの強い要望と運動で、自治体による子どもの医療費助成は大きく広がり、2018年現在、「中学卒業まで」助成をしている市町村は、「通院」、「入院」とともに9割を超えています。

しかし、自治体を実施する子ども医療費助成制度は、対象年齢、所得制限・一部負担の有無、「現物給付」と「療養費払い」の違いなど、自治体間で大きな格差があります。

今、新型コロナウイルス感染拡大により、暮らしや雇用が脅かされ、子どもたちを取りまく環境も大きな影響を受けています。こうした時にも、経済的状況に左右されず、医療へのアクセスを保障する制度として、子ども医療費無料制度の意義は高まっています。今こそ、国による子ども医療費無料制度の創設が強く求められています。

私たちはこうした情勢の下、来る総選挙を国制度創設にむけた前進の機会と位置づけるとともに、その実現を求めて国会内集会を開催します。

お申込み  
お問い合わせ

電話:03-3375-5121 ファクス:03-3375-1862

(事務局団体・全国保険医団体連合会 担当・工藤/上所/曾根/山口)

**\* 集会資料は子ども医療全国ネットホームページ**

**(<https://kodomoiryuu.jimdofree.com/>) に前日までにアップいたします。**